

週休2日確保工事試行要領

(趣旨)

第1条 本要領は、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）の趣旨に基づき、建設業の労働環境を改善し、担い手の確保を図るための取組みとして、工事現場における週休2日の確保に取り組む工事（以下「週休2日確保工事」という。）を実施するために必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 本要領における「週休2日」とは、対象期間において、原則、土曜日・日曜日を現場閉所とし、4週8休以上の休日確保した状態をいう。

- 2 「対象期間」とは、現場着手日（工事看板設置や起工測量等の現場作業開始日）から工事完了日（後片付けや工事目的物の出来形計測等の現場作業完了日）までの期間をいう。なお、年末年始（12月29日～1月3日）6日間、夏季休暇（土日除く）3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、他工事との工程調整による不稼働期間のほか、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など対象として取り扱うことが適当でない期間は含まない。
- 3 「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業（内業）を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。
- 4 「4週8休以上」とは、対象期間内の現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

(対象工事)

第3条 週休2日確保工事は、次の各号に該当する工事を除き、松山市公営企業局が発注する予定価格1,000万円以上の工事を対象とする。なお、対象工事は、入札公告及び設計図書に「特記仕様書（週休2日確保工事）」を添付し明示するものとする。

- (1) 社会的要請等により早期の工事完成が必要と判断される工事（災害復旧等の緊急工事、供用開始時期が決められている工事等）
- (2) 現場条件や施工期間（対象期間）の制約が厳しい工事
- (3) 現場での施工期間（実作業日数）が1週間未満の工事
- (4) その他週休2日に取り組むことが適切でないと認められる工事

(発注方式)

第4条 発注方式は、受注者が、現場着手前に発注者に対して週休2日に取り組む旨を届け出たうえで取り組む受注者希望方式とする。

(実施方法)

第5条 週休2日確保工事の受注者は、現場着手日までに実施希望の有無について、工事打合せ簿で監督員に通知しなければならない。

- 2 週休2日確保工事を実施する受注者（以下「受注者」という。）は、原則、土曜日・日曜日を現場閉所日とした計画を立て、現場着手日までに「月間現場閉所（計画・報告）書」（様式1）を監督員に提出し確認を受けるものとする。
- 3 受注者は、原則として毎月末に「月間現場閉所（計画・報告）書」（様式1）を監督員に提出し、現場閉所の状況を報告するものとする。
- 4 受注者は、週休2日の確保について施工計画書に記載する。
- 5 受注者は、工事看板等で週休2日確保工事である旨を明示するものとする。

- 6 受注者は、現場作業がすべて完了した後、速やかに現場閉所履行報告書（様式2）を監督員に提出する。
- 7 受注者は、天候や緊急対応等による現場閉所日の振替をすることができる。
- 8 受注者は、工事途中に週休2日確保工事の実施を取りやめる場合は、工事打合簿に理由を記載し監督員に通知するものとする。
- 9 発注者は、特別な理由がある場合を除き、土曜日及び日曜日の作業を指示しないものとする。
- 10 受注者は、工事日報やK Y活動日誌等現場閉所の確認に必要な資料を整備し、監督員等から請求があった場合は速やかに提出又は提示しなければならない。

（費用の計上）

- 第6条 対象期間における現場閉所状況が、現場閉所率21.4%（4週6休）以上であった場合、最終変更契約時において、現場閉所率に応じ、以下のとおり費用を計上するものとする。
- 2 直接工事費及び共通仮設費（積上分）に計上される単価のうち労務費、機械経費（賃料）及び間接工事費（共通仮設費率及び現場管理費率）を以下の区分に応じ補正する。
 - （1）水道事業実務必携、水道施設整備費に係る歩掛表による工事（以下「水道施設工事等」という。）においては別表1 水道施設工事費等の補正係数を乗じる。
 - （2）土木工事標準積算基準書、下水道用設計標準歩掛表による工事（以下「土木工事等」という。）においては、別表2土木工事費等の補正係数を乗じる。

（工事成績評定）

- 第7条 現場閉所率28.5%（4週8休）以上を達成した工事については、工事成績評定の「工程管理」及び「創意工夫」で加點評価を行う。
- 2 4週8休の有無にかかわらず工事成績の減點は行わない。

（留意事項）

- 第8条 週休2日確保工事の実施にあたっては、次の各号に留意するものとする。
- （1）工事を一時中止した場合は、週休2日相当が確保できる工期を延期する。
 - （2）週休2日の確保を理由とする工期延期については認めないものとする。
 - （3）施工箇所所在における対象工事の場合、工事全体として判断する。
 - （4）現場閉所率は少数第1位までとし、少数第2位を四捨五入とする。
 - （5）工場製作にかかる労務費や、労務費以外の人件費は、補正の対象としない。

（アンケート調査等）

- 第9条 発注者が週休2日確保工事に関するアンケート等を実施する場合は、受注者はこれに協力しなければならない。なお、工事完成後であっても同様とする。

（その他）

- 第10条 この要領に定めのない事項については、発注者と受注者の協議により定めるものとする。

附則

この要領は、令和4年10月1日から施行する。

別表1 水道施設工事等

現場閉所状況 (現場閉所率)	4週6休以上4週7休未満 (21.4%以上25.0%未満)	4週7休以上4週8休未満 (25.0%以上28.5%未満)	4週8休以上 (28.5%以上)
労務費	1.01	1.03	1.05
機械経費(賃料)	1.01	1.03	1.04
共通仮設費率	1.02	1.03	1.04
現場管理費率	1.03	1.04	1.06

別表2 土木工事等

現場閉所状況 (現場閉所率)	4週6休 (21.4%以上25.0%未満)	4週7休 (25.0%以上28.5%未満)	4週8休以上 (28.5%以上)
労務費	1.01	1.03	1.05
機械経費(賃料)	1.01	1.03	1.04
共通仮設費率	1.02	1.03	1.04
現場管理費率	1.03	1.04	1.06

別紙1 市場単価の補正（土木工事等）

補正する市場単価は、土木工事標準積算基準書第 編第 2 章市場単価および下水道用設計標準歩掛表 管路施設（市場単価）編に記載のあるものを対象とし、以下の補正係数を乗じて算出する。

名称	区分	補正係数		
		4週6休以上 4週7休未満	4週7休以上 4週8休未満	4週8休以上
鉄筋工		1.01	1.03	1.05
ガス圧接工		1.01	1.02	1.04
インターロッキングブロック工	設置	1.00	1.01	1.02
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.01	1.01	1.01
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.00	1.03	1.04
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工（落石防護柵）		1.00	1.01	1.02
防護柵設置工（落石防止網）		1.01	1.02	1.03
道路標識設置工	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去 移設	1.01	1.03	1.04
道路付属物設置工	設置	1.00	1.01	1.02
	撤去	1.01	1.03	1.05
法面工		1.00	1.01	1.02
吹付砕工		1.01	1.02	1.03
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.01	1.02	1.03
名称	区分	補正係数		
		4週6休以上 4週7休未満	4週7休以上 4週8休未満	4週8休以上

道路植栽工	植栽	1.01	1.03	1.05
	剪定	1.01	1.03	1.05
公園植栽工		1.00	1.03	1.05
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.01	1.01	1.05
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.00	1.02	1.04
橋面防水工		1.00	1.01	1.02
薄層カラー舗装工		1.00	1.00	1.01
グルーピング工		1.00	1.01	1.01
軟弱地盤処理工		1.00	1.01	1.02
コンクリート表面処理工 (ウォータージェット工)		1.00	1.01	1.01
硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.02	1.03
リップ付硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.02	1.03
砂基礎工	人力施工	1.01	1.03	1.05
	機械施工	1.01	1.03	1.05
砕石基礎工	人力施工	1.01	1.03	1.05
	機械施工	1.01	1.03	1.05
組立マンホール設置工		1.01	1.03	1.05
小型マンホール工		1.00	1.00	1.01
取付管及びます設置工	ます設置工	1.00	1.01	1.01
	取付管布設及び支管取付工	1.00	1.01	1.02

労務費分が明らかとなっていない市場単価等については、補正の対象としない。